

## 排水設備工事業者指定申請書 チェックリスト

### 【個人の場合】

- ①住民票記載事項証明書 (原本)
- ②経歴書 (履歴書) ※顔写真付
- ③条例第5条の3第4号イに該当しないことを証する書類 (身分証明書等) (原本)  
条例第5条の3第4号アは誓約書によることも可 押印→実印

### 【法人の場合】

- ①登記事項証明書 (原本)
- ②定款の写し
- ③住民票記載事項証明書・・・代表者 (原本)
- ④経歴書 (履歴書)・・・代表者 ※顔写真付
- ④-1 代表者が条例第5条の3第4号イに該当しないことを証する書類 (身分証明書) 必要書類として明示 (原本)
- ⑤条例第5条の3第4号オに該当しないことを証する書類 (身分証明書) (原本)  
誓約書によることも可 押印→実印

### 【共通】 (個人・法人)

- 排水設備工事業者指定申請書 (様式第1号) 押印→実印
- 従業員の名簿 専属する排水設備工事責任技術者・排水設備工事配管工名簿  
※資格者全員分 (様式第2号) 押印→実印
- 専属する責任技術者及び配管工との雇用関係を証する書類  
※【健康保険証等の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング処理(黒塗り)した上で提出】
- 専属する責任技術者及び配管工の資格証の写し
- 営業所の所在地付近見取図
- 機械器具等調書 (様式第1号の添付書類)  
※【建設業法における管工事業の建設許可の証書の写しを提出する場合は、機械器具等調書は不要】
- 印鑑登録証明書 (原本)
- 納税証明書 国、県、市3種 ※ (次項参照) (写しでも可)

### 【提供書類】

1. 排水設備工事業者指定申請書 チェックリスト 参考資料
2. 様式第1号 押印→実印 提出必須  
様式第1号添付書類機械器具等調書 押印→実印 提出(選択)
3. 様式第2号、押印→実印 提出必須
4. 誓約書 押印→実印 提出(選択)
5. 五所川原市下水道条例(抜粋) 参考資料
6. 連絡先に関する情報(FAX、E-mail アドレス) 提出(依頼)

※上記は、五所川原市ホームページよりダウンロード可

○五所川原市ホームページ→市の情報・市の組織→上下水道部・下水道課→  
下水道について→五所川原市排水設備工事業者指定申請

※添付が必要となる納税証明書は、下記のとおりです。

<p>国税の納税証明書 (税務署)</p>	<p>■申請者が法人の場合 納税証明書「その3の3」 ■申請者が個人の場合 納税証明書「その3の2」 上記は、「法人税」又は「申告所得税」と「消費税および地方消費税」に未納がないことの証明書です。</p>
<p>地方税の 納税証明書  (都道府県税事務所・市町村税収納担当課)</p>	<p>■申請者が法人の場合 (1) 県税（都道府県税）⇒直前の事業年度の法人住民税・法人事業税の納税証明書 (2) 市税（市町村税）⇒直前の事業年度の法人住民税と前年度の固定資産税・都市計画税の納税証明書 ※1 東京都23区においては、固定資産税・都市計画税は都税となります。 ※2 固定資産を所有していない場合は、その旨を記載した書面を添付してください。 ※3 <u>本店所在地の納税証明書を添付してください。支店等所在地のものは不要です。</u>  ■申請者が個人の場合 (1) 県税（都道府県税）⇒直前の事業年度の個人事業税納税（未賦課）証明書 (2) 市税（市町村税）⇒前年度の住民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税証明書  未納（滞納）がないことの証明書が交付される場合は、それを納税証明書に代えることができます。</p>
<p>■その他留意事項 納税証明書は、申請書提出日において年度内に交付を受けたものに限りませぬ。（鮮明なものであれば、その写しで構いません。）</p>	